

執筆担当	所在地	畜種	キーワード
熊本牧場 業務課	熊本県 玉名市	肉用牛	防疫対策強化維持、防疫パトロール、防疫自己点検

熊本牧場における防疫対策について

<防疫対策の自己点検>

家畜改良センター熊本牧場では、褐毛和種の育種改良・種雄牛生産をしています。前号（[NLBC 家畜衛生通信第 19 号](#)←クリックすると第 19 号へリンクします）では、衛生管理区域における物品等の搬入出についてご紹介しました。今回は、防疫対策の自己点検についてご紹介いたします。

熊本県では、毎月 20 日を「くまもと家畜防疫の日」とし、『口蹄疫等の悪性家畜伝染病の防疫対策を一層徹底すること』としています。この日に併せて熊本牧場でも「防疫パトロール」を実施しています。これは、獣医師職員 1 名と家畜担当一般職員 1 名がペアになり、場内の消毒施設や消毒薬の状況、来場者記録表の記載内容を確認したり、全職員へ「防疫自己点検表」を配布し記載してもらい防疫に対する意識レベルの維持向上につなげています。「防疫パトロール」の結果は、毎月開催している「防疫担当者会議」で報告して不備があった場合は改善するよう周知しています。なお、パトロール時に急いで対応すべきものが見付かった場合には、直ちに担当者に指示して改善するようにしています。

では、「防疫パトロール」、「防疫自己点検表」「防疫担当者会議」の具体的な取組についてご紹介いたします。

防疫パトロール

毎月 20 日に獣医師職員 1 名と家畜担当一般職員 1 名が場内の消毒施設や踏込消毒槽を点検するとともに、来場者記録表の記載内容に不備が無いか確認しています。



庁舎入口の受付

来場者記録表											
月日	時間	氏名	年齢	性別	来所目的	来所方法	来所者登録	来所者登録	来所者登録	来所者登録	来所者登録
2023/9/20	10:00	田中	30	男	来所	車	○	○	○	○	○
2023/9/20	10:00	山田	25	女	来所	自転車	○	○	○	○	○
2023/9/20	10:00	鈴木	40	男	来所	徒歩	○	○	○	○	○
2023/9/20	10:00	佐藤	35	女	来所	車	○	○	○	○	○
2023/9/20	10:00	岡田	30	男	来所	自転車	○	○	○	○	○
2023/9/20	10:00	高橋	28	女	来所	徒歩	○	○	○	○	○
2023/9/20	10:00	田中	30	男	来所	車	○	○	○	○	○
2023/9/20	10:00	山田	25	女	来所	自転車	○	○	○	○	○
2023/9/20	10:00	鈴木	40	男	来所	徒歩	○	○	○	○	○
2023/9/20	10:00	佐藤	35	女	来所	車	○	○	○	○	○
2023/9/20	10:00	岡田	30	男	来所	自転車	○	○	○	○	○
2023/9/20	10:00	高橋	28	女	来所	徒歩	○	○	○	○	○

来場者記録簿

消毒施設は外来車両を消毒する自動消毒ゲートで使用する消毒薬の有効性を試験紙で確認したり、ノズルや心臓部であるポンプの点検も実施し、メンテナンスが必要な場合は防疫担当者として選出している技術専門職員が中心に整備を行います。踏込消毒槽は、薬液の確認はもちろんの事、消毒槽の破損の有無も確認します。冬季には、消毒タンクからの配管の一部が凍結により破損していたことがあります。直ぐに修理を行い対応しました。このような点検が日頃の防疫へつながっています。



踏込消毒槽の確認



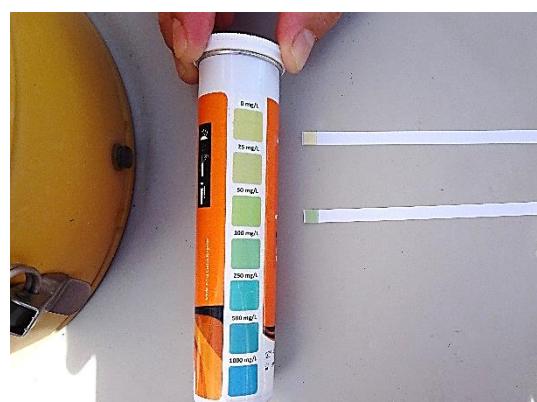
車両消毒ゲートの消毒液の噴霧を確認

ポンプの稼働状況も確認



消毒薬の有効性（濃度）の確認

（第四級アンモニウム塩試験紙を使用し、噴霧口から消毒薬の有効成分が適正な濃度で噴出していることを確認している）



上のスティック：浸漬前

下のスティック：浸漬後

防疫自己点検表

A4用紙1枚に両面印刷で、表面は全22項目のチェック内容があり、過去1か月間の全職員一人一人の防疫実施状況を振り返るようにしています。裏面には、農林水産省消費・安全局動物衛生課の家畜防疫情報や、熊本県の家畜保健衛生所が発行する家保だよりの情報を掲載し、最新の情報を全職員で共有しています。

防疫点検表(個人用)																																																			
毎月20日は「くもと家畜防疫の日」です。 1か月間の自身の防疫実施状況について振り返りましょう。																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">項目</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">チェック欄(○)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>通勤</td><td>病院等で汚染される可能性のある場所へ立ち入った衣類及び靴で通勤していない。</td></tr> <tr><td>防寒エリザへの入退場</td><td>出勤時及び退勤時に手指の消毒を実施している。</td></tr> <tr><td>衛生管理区域への入場</td><td>衛生管理区域の作業衣及び長靴を着用し、手筋の洗浄及び消毒、踏込消毒を実施の上、入場している。手持ち消毒液は消毒前の作業を終了後は手筋消毒を省略可。</td></tr> <tr><td>衛生管理区域からの退場</td><td>衛生管理区域から退場時に衛生管理区域の消毒を記録させている。</td></tr> <tr><td>他の畜産施設に立入った場合</td><td>当日の間に衛生管理区域に立ち入っていない。やむを得ず立ち入りる場合、シャツ等で身体洗浄及び全ての着衣の更衣を行っている。</td></tr> <tr><td>外來者への説明等</td><td>外來者には事前に注意事項を説明し、当場の防疫体制に理解を求めていいる。来場時には、来場の順、厅舎に立ち寄るよう要請している。</td></tr> <tr><td>衛生管理区域内での作業</td><td>来場時に注意事項(裏面に記載)に遵守して確認記録している。</td></tr> <tr><td>車両の制限(通勤車両)</td><td>未場時に来場者記録表に記録をさせている。</td></tr> <tr><td>車両の制限(公用車)</td><td>人場時、車両移動勤務長統を着用させている。</td></tr> <tr><td>車両の制限(外來者)</td><td>外來者の人場時には、当場勤務者が同行し、室内している。</td></tr> <tr><td>衛生管理区域内での物品の搬出入</td><td>衛生管理区域内で汚染されている可能性のある場所からの物品は持ち込まれていない。搬出時は、衛生管理区域内で汚染されるとみなさ得ない場合、適切な方法で洗浄・消毒を行った上で持ち込むことは可能。</td></tr> <tr><td>衛生管理区域内での作業に必要な物品は持ち込んでいない。</td><td>衛生管理区域内での作業に必要な物品は持ち込んでいない。</td></tr> <tr><td>衛生管理区域から持ち出す物品は、洗浄・消毒を行っている。</td><td>衛生管理区域に使用する車両で、與原体に汚染される可能性のある場所へは立ち入っていない。</td></tr> <tr><td>車両に使用する車両</td><td>車両に使用する車両で、與原体に汚染される可能性のある場所へは立ち入っていない。</td></tr> <tr><td>車両で防疫エリザ衛生管理区域に出入する際、車両消毒を行うとともに衛生管理区域へハンドルの消毒を実施している。</td><td>車両で防疫エリザ衛生管理区域に出入する際、車両消毒を行うとともに衛生管理区域へハンドルの消毒を実施している。</td></tr> <tr><td>車両の制限(外來者)</td><td>外來者の車両は、車両進入防止標から先に進入していない。ただし、会場設立者の下、車両消毒、除塵シート等でハンドルの清拭及び場内専用マスクを戴いた場合に限り入可経。また、退場時に車両消毒及び荷物シート等でのハンドルの清拭を実施させている。</td></tr> </tbody> </table>	項目	チェック欄(○)	通勤	病院等で汚染される可能性のある場所へ立ち入った衣類及び靴で通勤していない。	防寒エリザへの入退場	出勤時及び退勤時に手指の消毒を実施している。	衛生管理区域への入場	衛生管理区域の作業衣及び長靴を着用し、手筋の洗浄及び消毒、踏込消毒を実施の上、入場している。手持ち消毒液は消毒前の作業を終了後は手筋消毒を省略可。	衛生管理区域からの退場	衛生管理区域から退場時に衛生管理区域の消毒を記録させている。	他の畜産施設に立入った場合	当日の間に衛生管理区域に立ち入っていない。やむを得ず立ち入りる場合、シャツ等で身体洗浄及び全ての着衣の更衣を行っている。	外來者への説明等	外來者には事前に注意事項を説明し、当場の防疫体制に理解を求めていいる。来場時には、来場の順、厅舎に立ち寄るよう要請している。	衛生管理区域内での作業	来場時に注意事項(裏面に記載)に遵守して確認記録している。	車両の制限(通勤車両)	未場時に来場者記録表に記録をさせている。	車両の制限(公用車)	人場時、車両移動勤務長統を着用させている。	車両の制限(外來者)	外來者の人場時には、当場勤務者が同行し、室内している。	衛生管理区域内での物品の搬出入	衛生管理区域内で汚染されている可能性のある場所からの物品は持ち込まれていない。搬出時は、衛生管理区域内で汚染されるとみなさ得ない場合、適切な方法で洗浄・消毒を行った上で持ち込むことは可能。	衛生管理区域内での作業に必要な物品は持ち込んでいない。	衛生管理区域内での作業に必要な物品は持ち込んでいない。	衛生管理区域から持ち出す物品は、洗浄・消毒を行っている。	衛生管理区域に使用する車両で、與原体に汚染される可能性のある場所へは立ち入っていない。	車両に使用する車両	車両に使用する車両で、與原体に汚染される可能性のある場所へは立ち入っていない。	車両で防疫エリザ衛生管理区域に出入する際、車両消毒を行うとともに衛生管理区域へハンドルの消毒を実施している。	車両で防疫エリザ衛生管理区域に出入する際、車両消毒を行うとともに衛生管理区域へハンドルの消毒を実施している。	車両の制限(外來者)	外來者の車両は、車両進入防止標から先に進入していない。ただし、会場設立者の下、車両消毒、除塵シート等でハンドルの清拭及び場内専用マスクを戴いた場合に限り入可経。また、退場時に車両消毒及び荷物シート等でのハンドルの清拭を実施させている。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; padding: 2px;">家畜の衛生と防疫情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small; padding: 2px;">農林水産省ホームページより ◆韓国で口蹄疫が発生！◆ ◆韓国では、2023年5月に4年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が國へ侵入するリスクが高めて高い状況が続いています。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small; padding: 2px;">□ 農場の出入口に看板を設置するなどにより、関係者以外の立入を制限します。□ 農場の出入口時は、専用の靴、衣服を着用し、手指を消毒するとともに、持ち込みの物品や入出する車両の消毒を徹底します。□ 会場の出入口に専用の靴の消毒や靴及び靴底消毒等を設置することにより、出入りする人の靴の消毒を徹底します。□ 従業員の方も含め、口蹄疫が発生している他の国への渡航は可能な限り控えるとともに、これら国の農場からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないよう心にしましょう。□ 毎日、飼養家畜の健康観察を行い、疑わしい症状があれば直ぐに連絡しよう。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small; padding: 2px;">口蹄疫は発熱や食欲不振に始まり、治状のよだれを流したり、口、鼻、ひづめ、乳房に水泡(水ぶくれ)ができるのが特徴です。1頭のみに若目せず、群じての異常の有無を確認することが重要です。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small; padding: 2px;">踏込消毒槽の消毒液は汚れると効果が薄れるので、まず汚れを落としてから消毒しましょう! 車輪を消毒するときは、タイヤだけではなく泥除けの内側部分まで消毒しましょう!</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small; padding: 2px;">外來者への注意事項</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small; padding: 2px;">□ 会場当日に他の畜舎関係施設(自家の畜産施設を含む)、家畜伝染病の発生リスクが高まっている地域※に立ち入らないこと。 □ 口蹄疫等の家畜伝染病発生地域又は野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されており、農林水産大臣が指定する地域(大臣指定地域) □ 過去1週間に内外に海外から入園し、又は帰国していないこと。 □ 過去4ヶ月以内に海外に滞在した場合は、必ず登録登場料を支払うこと。 □ その他、会場から指示された防疫に関する事項を守ること。</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small; padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table>	家畜の衛生と防疫情報		農林水産省ホームページより ◆韓国で口蹄疫が発生！◆ ◆韓国では、2023年5月に4年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が國へ侵入するリスクが高めて高い状況が続いています。		□ 農場の出入口に看板を設置するなどにより、関係者以外の立入を制限します。□ 農場の出入口時は、専用の靴、衣服を着用し、手指を消毒するとともに、持ち込みの物品や入出する車両の消毒を徹底します。□ 会場の出入口に専用の靴の消毒や靴及び靴底消毒等を設置することにより、出入りする人の靴の消毒を徹底します。□ 従業員の方も含め、口蹄疫が発生している他の国への渡航は可能な限り控えるとともに、これら国の農場からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないよう心にしましょう。□ 毎日、飼養家畜の健康観察を行い、疑わしい症状があれば直ぐに連絡しよう。		口蹄疫は発熱や食欲不振に始まり、治状のよだれを流したり、口、鼻、ひづめ、乳房に水泡(水ぶくれ)ができるのが特徴です。1頭のみに若目せず、群じての異常の有無を確認することが重要です。		踏込消毒槽の消毒液は汚れると効果が薄れるので、まず汚れを落としてから消毒しましょう! 車輪を消毒するときは、タイヤだけではなく泥除けの内側部分まで消毒しましょう!		外來者への注意事項		□ 会場当日に他の畜舎関係施設(自家の畜産施設を含む)、家畜伝染病の発生リスクが高まっている地域※に立ち入らないこと。 □ 口蹄疫等の家畜伝染病発生地域又は野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されており、農林水産大臣が指定する地域(大臣指定地域) □ 過去1週間に内外に海外から入園し、又は帰国していないこと。 □ 過去4ヶ月以内に海外に滞在した場合は、必ず登録登場料を支払うこと。 □ その他、会場から指示された防疫に関する事項を守ること。			
項目	チェック欄(○)																																																		
通勤	病院等で汚染される可能性のある場所へ立ち入った衣類及び靴で通勤していない。																																																		
防寒エリザへの入退場	出勤時及び退勤時に手指の消毒を実施している。																																																		
衛生管理区域への入場	衛生管理区域の作業衣及び長靴を着用し、手筋の洗浄及び消毒、踏込消毒を実施の上、入場している。手持ち消毒液は消毒前の作業を終了後は手筋消毒を省略可。																																																		
衛生管理区域からの退場	衛生管理区域から退場時に衛生管理区域の消毒を記録させている。																																																		
他の畜産施設に立入った場合	当日の間に衛生管理区域に立ち入っていない。やむを得ず立ち入りる場合、シャツ等で身体洗浄及び全ての着衣の更衣を行っている。																																																		
外來者への説明等	外來者には事前に注意事項を説明し、当場の防疫体制に理解を求めていいる。来場時には、来場の順、厅舎に立ち寄るよう要請している。																																																		
衛生管理区域内での作業	来場時に注意事項(裏面に記載)に遵守して確認記録している。																																																		
車両の制限(通勤車両)	未場時に来場者記録表に記録をさせている。																																																		
車両の制限(公用車)	人場時、車両移動勤務長統を着用させている。																																																		
車両の制限(外來者)	外來者の人場時には、当場勤務者が同行し、室内している。																																																		
衛生管理区域内での物品の搬出入	衛生管理区域内で汚染されている可能性のある場所からの物品は持ち込まれていない。搬出時は、衛生管理区域内で汚染されるとみなさ得ない場合、適切な方法で洗浄・消毒を行った上で持ち込むことは可能。																																																		
衛生管理区域内での作業に必要な物品は持ち込んでいない。	衛生管理区域内での作業に必要な物品は持ち込んでいない。																																																		
衛生管理区域から持ち出す物品は、洗浄・消毒を行っている。	衛生管理区域に使用する車両で、與原体に汚染される可能性のある場所へは立ち入っていない。																																																		
車両に使用する車両	車両に使用する車両で、與原体に汚染される可能性のある場所へは立ち入っていない。																																																		
車両で防疫エリザ衛生管理区域に出入する際、車両消毒を行うとともに衛生管理区域へハンドルの消毒を実施している。	車両で防疫エリザ衛生管理区域に出入する際、車両消毒を行うとともに衛生管理区域へハンドルの消毒を実施している。																																																		
車両の制限(外來者)	外來者の車両は、車両進入防止標から先に進入していない。ただし、会場設立者の下、車両消毒、除塵シート等でハンドルの清拭及び場内専用マスクを戴いた場合に限り入可経。また、退場時に車両消毒及び荷物シート等でのハンドルの清拭を実施させている。																																																		
家畜の衛生と防疫情報																																																			
農林水産省ホームページより ◆韓国で口蹄疫が発生！◆ ◆韓国では、2023年5月に4年ぶりに口蹄疫の発生が確認されました。現在、我が國へ侵入するリスクが高めて高い状況が続いています。																																																			
□ 農場の出入口に看板を設置するなどにより、関係者以外の立入を制限します。□ 農場の出入口時は、専用の靴、衣服を着用し、手指を消毒するとともに、持ち込みの物品や入出する車両の消毒を徹底します。□ 会場の出入口に専用の靴の消毒や靴及び靴底消毒等を設置することにより、出入りする人の靴の消毒を徹底します。□ 従業員の方も含め、口蹄疫が発生している他の国への渡航は可能な限り控えるとともに、これら国の農場からの郵便物等は衛生管理区域に持ち込まないよう心にしましょう。□ 毎日、飼養家畜の健康観察を行い、疑わしい症状があれば直ぐに連絡しよう。																																																			
口蹄疫は発熱や食欲不振に始まり、治状のよだれを流したり、口、鼻、ひづめ、乳房に水泡(水ぶくれ)ができるのが特徴です。1頭のみに若目せず、群じての異常の有無を確認することが重要です。																																																			
踏込消毒槽の消毒液は汚れると効果が薄れるので、まず汚れを落としてから消毒しましょう! 車輪を消毒するときは、タイヤだけではなく泥除けの内側部分まで消毒しましょう!																																																			
外來者への注意事項																																																			
□ 会場当日に他の畜舎関係施設(自家の畜産施設を含む)、家畜伝染病の発生リスクが高まっている地域※に立ち入らないこと。 □ 口蹄疫等の家畜伝染病発生地域又は野生動物が口蹄疫等の家畜伝染病の病原体に感染したことが確認されており、農林水産大臣が指定する地域(大臣指定地域) □ 過去1週間に内外に海外から入園し、又は帰国していないこと。 □ 過去4ヶ月以内に海外に滞在した場合は、必ず登録登場料を支払うこと。 □ その他、会場から指示された防疫に関する事項を守ること。																																																			
裏面をご確認ください																																																			
チェック日：令和 年 月 日																																																			
氏名：																																																			

防疫自己点検表（表）

家畜防疫に関する情報（裏）

防疫担当者会議

毎月20日の「防疫パトロール」を終了した翌週に防疫担当者会議を開催しています。構成メンバーは「熊本牧場における家畜衛生対策要領」で規定しています。

防疫担当者会議では、各種規程の改正、防疫演習及び国内外で発生している家畜疾病情報の共有等を議論しています。また、この場で「防疫パトロール」の結果を報告し、改善が必要な事項等を共有しています。



防疫演習の様子

以上のような取組により、職員一人一人の防疫に対する意識を高めるとともに、会議では改善事項を議論・共有することで、牧場の防疫体制を強化しています。

関連情報

- ・農林水産省消費・安全局 家畜の病気を防ぐために
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/index.html
- ・「くまもと家畜防疫の日」の制定について
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/77/1394.html>
- ・城北家保だより
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/79/112825.html>

(以上)